

未決拘禁者と弁護士等との電話による外部交通に関する申合せ

本申合せは、法務省及び日本弁護士連合会が、未決拘禁者と弁護士等との電話による外部交通（以下単に「電話による外部交通」という。）について、その実施方法を下記のとおり申し合わせるものである。

記

（定義）

- 1 本申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ア 未決拘禁者 刑事施設に収容されている被逮捕者、被勾留者その他未決の者として拘禁されている者をいう。
 - イ 弁護士等 当該未決拘禁者の弁護士及び弁護士を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者（弁護士でない者にあつては、弁護士に選任することにつき裁判所の許可がされた後に限られる。）をいう。
 - ウ アクセスポイント 弁護士等が電話による外部交通を行う場所をいう。

（実施する施設）

- 2 電話による外部交通を実施する刑事施設は、東京拘置所、横浜拘置支所、大阪拘置所、京都拘置所、神戸拘置所、福岡拘置所、仙台拘置支所及び札幌拘置支所とする。
- 3 アクセスポイントは、2に掲げる刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の本庁（横浜地方検察庁川崎支部を含む。以下「地方検察庁」という。）及び日本司法支援センター地方事務所（神奈川地方事務所川崎支部を含む。以下「センター事務所」という。）とする。

（実施の日及び時間帯）

- 4 電話による外部交通を実施する日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める日を除く日（以下「平日」という。）とする。
- 5 電話による外部交通を実施する時間帯は、午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時までとし、この時間帯を30分を1単位とする実施枠に区切る

ものとする。

(利用できる弁護人等)

6 電話による外部交通を利用することができる弁護人等は、アクセスポイントの利用に応じて、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 地方検察庁をアクセスポイントとする場合 すべての弁護人等
- (2) センター事務所をアクセスポイントとする場合 当該未決拘禁者に係る国選弁護人

(利用回数の制限)

7 電話による外部交通は、未決拘禁者1人につき1日に1回限りとする。

(予約)

8 電話による外部交通の予約は、弁護人等又はその代理者が、実施の前日（前日が平日でない場合には直近の平日）の午後4時までに、各刑事施設に対応する弁護士会又はセンター事務所（これらの双方又はいずれか一方を予約場所とするかは各地域において決定する。）に対し、弁護人等の氏名、弁護士登録番号、未決拘禁者の氏名及び希望日時並びに通訳人（1人に限る。）を同伴する場合にはその氏名を伝えることにより行うものとする。

9 予約は、未決拘禁者1人につき1件に限るものとし、当該予約に係る通話が実施された後でなければ、当該未決拘禁者に係る新たな予約はできないものとする。

10 弁護士会及びセンター事務所は、翌実施日に係る予約結果（予約が全くされなかった場合を含む。）を取りまとめ、実施の前日（前日が平日でない場合には直近の平日）の午後4時30分までに対応する刑事施設に連絡するものとし、連絡を受けた刑事施設は、地方検察庁に対し、この予約結果を転送するものとする。

11 被疑者については、捜査上の支障により、電話による外部交通を実施できないこともあり得るので、被疑者の弁護人等は、あらかじめ、捜査を担当する検察官との間で、捜査の予定との調整をしておくことが望ましい。

(予約後の事情変更等)

12 刑事施設の長は、未決拘禁者に外医治療が予定されているなど、刑事施設の都

合により予約日時に電話の実施ができないことが判明した場合には、予約を取りまとめた弁護士会及びセンター事務所にその旨を連絡するものとし、連絡を受けた弁護士会及びセンター事務所は、弁護人等にその旨を連絡するものとする。

- 13 弁護人等による予約の取消しは、当該予約申込先に対しその旨を連絡することによって行うものとする。ただし、実施の前日（前日が平日でない場合には直近の平日）の午後4時30分以降に予約を取り消す場合には、刑事施設及びアクセスポイントに対しても連絡するものとする。

（アクセスポイントにおける手順）

- 14 弁護人等は、予約した実施枠の10分前までにアクセスポイントに出頭し、書面に必要事項を記載して提出した上、弁護人等であることの確認を受け、実施枠の開始時刻までに通話場所に入場するものとする。

- 15 通話場所に入場できる人数は、当該弁護人等1人に限るものとし、他の弁護人等に交替することはできないものとする。

- 16 前項の規定にかかわらず、未決拘禁者が通訳を要するものである場合には、弁護人等は、通話に際し、あらかじめ予約の際に伝えておいた通訳人のみを同席させることができるものとする。この場合において、通訳人は、通話場所への入場の際に、その住所、氏名及び生年月日（並びに外国籍（永住者及び特別永住者を除く。以下同じ。）の通訳人については国籍、旅券番号等）の事項を申告するとともに、これらを証明する書類（顔写真入りの身分証明書（外国籍の通訳人については旅券、外国人登録証等））を提示してその確認を受けるものとする。ただし、通訳人が、裁判所から当該未決拘禁者の事件における通訳人選任に係る書類を持参しているときは、その書類の提示で足りる。

（通話の開始）

- 17 通話は、弁護人等が指定された刑事施設の電話番号に電話をかけ、必要に応じ、刑事施設の職員が弁護人等であることを口頭で確認した後に開始するものとする。

（通話時間）

- 18 通話時間は、実施枠の開始時刻から15分又は20分とし、未決拘禁者の連行に要する時間、職員の配置その他の事情を考慮して刑事施設の長が定めるものとする。

する。

19 通話時間は、これを延長することができない。

20 刑事施設の職員は、通話終了時刻前にアラームを鳴らすなどして、通話終了時刻が迫っていることを通話中の未決拘禁者に認識させるものとする。

21 電波状態の不良や電話機の誤操作などにより通話時間内に通話が途切れた場合には、弁護人等は、あらかじめ定められた通話終了時刻が経過するまでに限り、再度の通話を行うことができるものとする。

(通話時間終了後の措置)

22 刑事施設の職員は、通話終了時刻が経過したにもかかわらず通話が継続している場合には、この通話を終わらせるものとする。

(費用負担)

23 電話による外部交通を実施するために必要な経費については、別に法務省、日本弁護士連合会及び日本司法支援センターにおいて協議して決定する。

(テレビ電話)

24 本申合せにおいて「電話」とあるのは、テレビ電話も含む。ただし、機器の設置、経費の負担等テレビ電話を導入するに当たり必要な事項について関係機関において合意がされた場合に限る。

(その他)

25 刑事施設、地方検察庁、弁護士会及びセンター事務所は、その地域における電話による外部交通の実施状況を踏まえ、その協議により、本申合せの趣旨に反しない限りで、電話による外部交通の実施形態を定め、又は変更することができる。

(開始日)

26 本申合せに基づく電話による外部交通は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日以後であって、各地域において開始について関係機関の合意がされた日から実施するものとする。

(検討事項)

- 27 電話による外部交通は、法律上の制度としてではなく、試行として運用されるものであるため、関係機関は、本申合せに関する事項について、その運用の円滑な実施のため、適宜協議を行い、必要があると認めるときは、その協議結果に基づき、本申合せの変更を含めて所要の措置を講ずるものとする。

未決拘禁者と弁護士等との電話による外部交通に関する申合せの一部を改正する申合せ

法務省と日本弁護士連合会は、両者間の平成19年3月13日付け未決拘禁者と弁護士等との電話による外部交通に関する申合せの一部を次のように改正することを申し合わせる。

第2項中「東京拘置所」の次に「、立川拘置所」を加える。